

バルク関係基準検討分科会での再審議について

平成19年5月23日
高圧ガス保安協会
液化石油ガス部

1. 分科会で再審議の対象となるKHKS

- (1) KHKS0738「LPガス設備設置基準及び取扱要領」性能規定化対応(案)
- (2) KHKS0739「バルク貯槽を腐食から保護するための塗料(案)」
- (3) KHKS0739「地上設置式バルク貯槽に係るあと施工アンカーの構造等(案)」

2. 再審議する内容

- (1) KHKS0738「LPガス設備設置基準及び取扱要領」性能規定化対応(案)関係

①基準(案)概要

本案における改正内容は次のイ～ハのとおり。

- イ. 原子力安全・保安院が平成19年度中の施行を予定しているバルク関係省令の性能規定化に併せ、性能規定化された省令に照らして十分な保安水準を確保できる措置等の例を追加
- ロ. バルク関係の事故対応
- ハ. 上記イ及びロ以外の改正

②進捗状況(現状)

本案は、書面投票により平成18年10月の分科会で決議したものを。

その後、「①」の「イ」以外は平成18年12月に規格委員会での審議を経た後パブリックコメント等が終了し、平成19年4月に改正済み。

「①」の「イ」に関しては、バルク関係省令の性能規定化の動向を見極めた後、LPガス設備設置基準検討分科会で審議する方向で調整していたところ。その後、平成18年10月のバルク分科会で書面投票により決議したKHKS0738(案)をベースにし、原子力安全・保安院から報告を受けている最新の性能規定化省令(案)に応じた基準内容となるよう、事務局において再度見直しを行うとともに、必要に応じて新規追加事項等についても検討を行い、見直し結果等に基づく修正案を作成した。

③今後の対応(予定)

○5月23日にバルク関係基準検討分科会及び5月24日にLPガス設備設置基準検討分科会をそれぞれ開催し、修正(案)の審議を行う。

○修正(案)が議決された場合は、6月中旬を目途に規格委員会を開催する。

○テクニカルレビューやパブリックコメント等において、特段の意見が生じないことを前提とした場合、本基準(案)の制定は9月中旬となる見込み。

- (2) KHKS0739「バルク貯槽を腐食から保護するための塗料(案)」関係

①基準(案)概要

本案は、現行告示と同等以上の性能を有するものとして現に使用されている塗料、新規に開発された塗料等、性能規定化後のバルク関係例示基準に規定される予定のな

資料 2

い塗料を適切に評価するための基準として提案したものであり、評価試験方法及び判定基準を規定したものである。

②進捗状況（現状）

本案中の評価試験方法の多くは、既存塗料のJIS規格を引用しているが、引用したJIS規格に対応した塗料以外の塗料に対し、適切に評価できる基準内容となっていることが一部で確認できなかったため、平成18年10月に一旦分科会で決議したものの、再検討を要すると事務局で判断し、平成18年12月の規格委員会へ上申しなかった。なお、規格委員会に対しては、その旨昨年12月に説明し、了承を得た。

その後、平成18年10月に決議したKHKS0739(案)が既存及び新規の塗料に対する評価基準として適切な仕様規定となっているか、事務局で引き続き検証し、修正案を作成した。

③今後の対応（予定）

○5月23日にバルク関係基準検討分科会を開催し、修正(案)の審議を行う。

○修正(案)が議決された場合は、6月中旬を目途に規格委員会を開催する。

○テクニカルレビューやパブリックコメント等において、特段の意見が生じないことを前提とした場合、本基準(案)の制定は9月中旬となる見込み。

(3) KHKS0739「地上設置式バルク貯槽に係るあと施工アンカーの構造等(案)」関係

①基準(案)概要

本案は、バルク貯槽と基礎とを適切に固定するために必要となるあと施工アンカーの設計方法について規定したものであり、設計に係る評価算式は建築設備耐震設計・施工指針2005年版（日本建築センター）（以下「指針」という。）に準拠して作成した。

②進捗状況（現状）

平成18年12月の規格委員会で一旦決議したが、その後、本案の評価算式中に準拠した指針算式との不整合が見つかった。このため、本案については分科会での再審議を実施することについて、先般、規格委員会において書面による審議が行われ、平成19年2月に議決された。その後、事務局にて指針算式との整合を図り、修正案を作成した。

③今後の対応（予定）

○5月23日にバルク関係基準検討分科会を開催し、修正(案)の審議を行う。

○修正(案)が議決された場合は、6月中旬を目途に規格委員会を開催する。

○テクニカルレビューやパブリックコメント等において、特段の意見が生じないことを前提とした場合、本基準(案)の制定は9月中旬となる見込み。

3. 今後のスケジュール

	H19									
	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
(1)KHKS0738「LPガス設備設置基準及び取扱要領」性能規定化対応(案)関係										
○修正案の作成(KHK)				●						
○分科会及び青本分科会の委員各位へ修正案を送付(分科会開催7日以上前)				●						
○分科会及び青本分科会の開催(修正案の審議～決議)				●						
○規格委員会の委員各位へ修正案を送付(委員会開催7日以上前)				5/23,24	●					
○規格委員会の開催(修正案の審議)					6月初旬					
○書面投票(15日間)(修正案の決議)					6月中旬					
○テクニカルレビュー(15日間+1ヶ月間)						●				
○パブリックコメント(1ヶ月間)						1ヶ月間	●			
○プロセスレビュー(15日間)								●		
○改正KHKS0738の制定(なお、施行は性能規定化された省令の施行予定日である平成19年10月1日とする)									●	
(2)KHKS0739の修正案関係										
○修正案の作成(KHK)				●						
○分科会の委員各位へ修正案を送付(分科会開催7日以上前)				●						
○分科会の開催(修正案の審議～決議)				●						
○規格委員会の委員各位へ修正案を送付(委員会開催7日以上前)				5/23	●					
○規格委員会の開催(修正案の審議)					6月初旬					
○書面投票(15日間)(修正案の決議)					6月中旬					
○テクニカルレビュー(15日間+1ヶ月間)						●				
○パブリックコメント(1ヶ月間)						1ヶ月間	●			
○プロセスレビュー(15日間)								●		
○改正KHKS0739の制定(なお、施行は性能規定化された省令の施行予定日である平成19年10月1日とする)									●	